

ひとり親家庭等への支援

児童扶養手当

問合せ先 子ども家庭課 家庭福祉係 ☎528-2686

父母の離婚などにより、父または母と生計をともにしていない児童の母・父または母・父に代わってその児童を養育している方、あるいは父または母が身体などに重度の障害がある児童の母または父に対し、支給される手当です。

※所得制限があります。また、所得額に応じて手当月額がかわります。

詳しくは、子ども家庭課 家庭福祉係へお問い合わせください。

〈手続き〉 子ども家庭課で請求の手続きをしてください。



交通災害等遺児年金

問合せ先 子ども家庭課 家庭福祉係 ☎528-2686

交通災害等による義務教育修了前の遺児を養育している方に対し支給されます。

〈手続き〉 子ども家庭課で請求の手続きをしてください。

自立支援教育訓練給付金事業

問合せ先 子ども家庭課 家庭福祉係 ☎528-2686

就労するために資格を取得しようとするひとり親家庭の母または父が、資格取得のための講座を受講する場合に入学料・受講料の一部を支給します。

〈手続き〉 子ども家庭課で申請の手続きをしてください(講座受講前の事前申請が必要)。

高等職業訓練促進給付金等事業

問合せ先 子ども家庭課 家庭福祉係 ☎528-2686

就職に結びつきやすい資格を取得しようとするひとり親家庭の母または父が、半年以上養成機関でカリキュラムを受講する場合に生活費にあたる訓練促進給付金を支給します(審査有。手当支給期間、対象資格等はお問い合わせください)。

〈手続き〉 子ども家庭課で申請の手続きをしてください(事前申請が必要)。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

問合せ先 子ども家庭課 家庭福祉係 ☎528-2686

就労に生かすため、高等学校卒業程度認定試験を受けようとするひとり親家庭の母または父、児童が民間等の対策講座等を受講する場合に入学料・受講料の一部を支給します。

〈手続き〉 子ども家庭課で申請の手続きをしてください(講座受講前の事前申請が必要)。

大津市ひとり親家庭等日常生活支援事業

問合せ先 子ども家庭課 家庭福祉係 ☎528-2686

母子家庭、父子家庭および寡婦の方が、就職活動や病気などの理由で一時的に生活支援、保育サービスが必要な場合などに、家庭生活支援員を派遣し、家事や育児などのお手伝いをする制度です。

〈手続き〉 派遣を受けるためには登録が必要となりますので、子ども家庭課で申請してください。

ひとり親家庭福祉推進員

問合せ先 子ども家庭課 家庭福祉係 ☎528-2686

母子・父子家庭や寡婦に関する相談に地域の推進員が応じます。現在、市内各地で推進員が活動しています。

母子家庭等就業・自立支援センター

問合せ先 母子家庭等就業・自立支援センター ☎522-0220

ひとり親家庭の母または父等を対象として、就労相談・特別相談(弁護士相談・司法書士相談・養育費相談)・就業支援講習会・求人情報の提供などを実施しています。また、離婚前での相談にも応じます。

ひとり親家庭等医療費助成

問合せ先 保険年金課 医療助成係 ☎528-2653

医療保険各法の被保険者および被扶養者である母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童(「児童」とは、18歳到達の最初の年度末まで、または20歳未満で高等学校に在学している児童をいいます。)及びひとり暮らし寡婦(75歳未満まで)の方に、医療費の自己負担分の一部または全部を助成します。ただし、前年の所得が一定額以上の場合は、対象とならないことがあります。

〈手続き〉 保険年金課医療助成係で申請の手続きをしてください。